労働基準監督官の仕事について

労働基準監督官は、労働基準関係法令に定める労働条件や安全衛生の基準を事業主に遵守させて、働く人の労働条件の向上や安全と健康の確保を図るため、令事業場に対する監督指導、令労働者からの申告の処理、令重大・悪質な労働基準関係法令違反に対する捜査・送検等の司法警察事務を行っています。

① 労働基準監督署について

(1) 概要

労働基準監督署は、厚生労働省の第一線機関として、全国に321署、大阪府内に13署存在し、それぞれ労働基準監督官が配置されています。

労働基準監督署の内部組織として、労働基準法等の関係法令に関する各種届出の受付、相談対応、監督指導等を行う「方面(監督課)」、機械や設備の設置に係る届出の審査、職場の安全や健康の確保に関する技術的な指導等を行う「安全衛生課」、仕事に関する負傷等に対する労災保険給付等を行う「労災課」、庶務・経理事務等を行う「業務課」から構成されています(署の規模等によって構成が異なる場合があります)。

(2) 労働基準行政の組織

厚生労働省

都道府県労働局(全国47局)

労働基準監督署(全国321署及び4支署)

◆ 方面(監督課)

監督指導、申告処理、司法警察事務、許可・認定事務等

◆ 安全衛生課

機械・設備の設置等に関する届出審査、安全衛生指導等

◆ 労災課

労災補償事務、労働保険の適用・徴収等

◆ 業務課

庶務経理事務等

2 監督指導

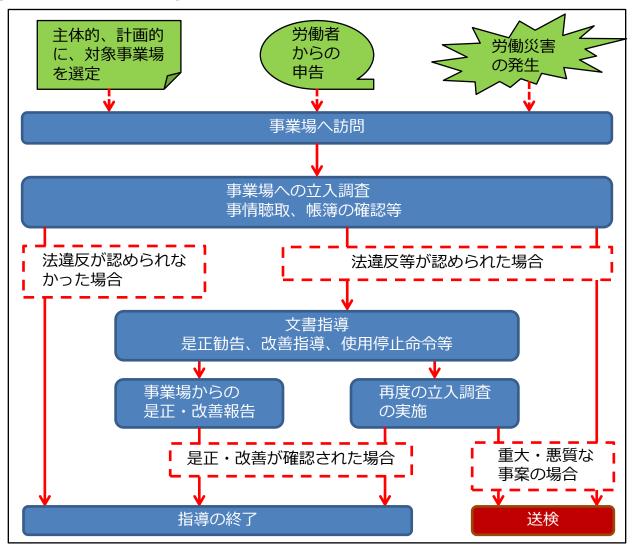
(1)概要

監督指導とは計画的に、あるいは、働く人からの申告等を契機として、労働基準法等の法律に基づき、労働基準監督官が事業場に立ち入り、機械・設備や帳簿等を検査して関係労働者の労働条件について確認を行うものです(労働基準法第101条等)。

その結果、法違反が認められた場合には事業主等に対する是正勧告を行うことにより、その是正を図るよう行政指導を行います。また、 危険性の高い機械・設備等については、その場で使用停止等を命ずる 行政処分を行います(労働安全衛生法第98条等)。

事業場の現状を的確に把握するため、監督指導は、原則として予告することなく実施しています。

(2) 監督指導の一般的な流れ



(3) 監督指導等の実績

平成27年に大阪労働局管内の13労働基準監督署が実施した監督指導等 (※1) 実施件数は、6,257件です。

このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場は、4,700件、違反率は75.1%でした。

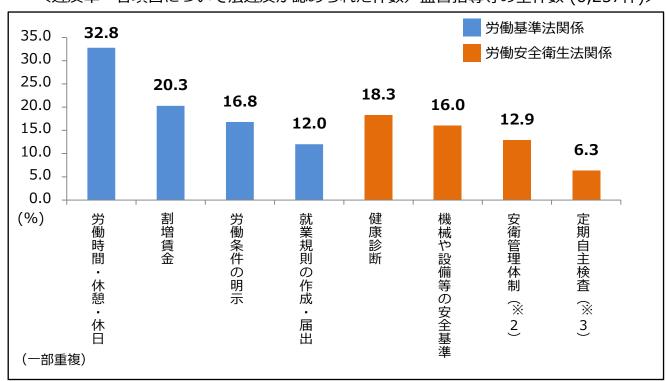
※1 労働者からの申告に基づき実施した監督指導(申告監督)及び是正状況を確認するために 再び実施した監督指導(再監督)を除く。





○平成27年 主な項目の違反率(大阪労働局管内)

〈違反率=各項目について法違反が認められた件数/監督指導等の全件数(6,257件)〉



- ※2 安衛管理体制・・・常時50人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、法定の管理者 (衛生管理者等)を選任していないこと等
- ※3 定期自主検査・・・フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等について、1年を超えない期間ごとに1回、定期に、法定事項について自主検査を行っていないこと等

③ 申告処理

(1) 概要

労働者は、労働基準関係法令違反がある場合には、労働基準監督官に 行政指導を求めること(申告)ができます(労働基準法第104条等)。

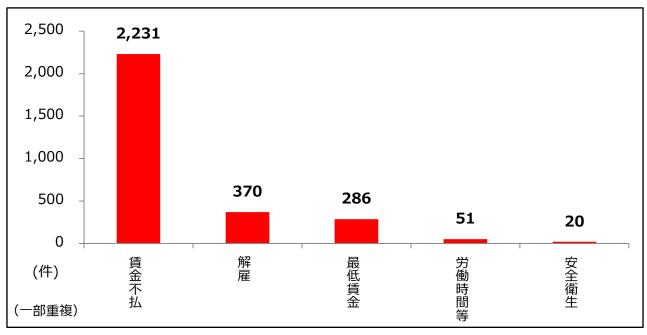
労働基準監督官は、申告を契機として事業場に立ち入るほか、事業主等に来署を求め、直接事情聴取する等の方法により事実関係の確認を行い、その結果、法違反が認められた場合には、是正を図るよう監督指導(申告監督)を行います。



平成27年の大阪労働局管内13労働基準監督署における申告処理件数は 2,945件にのぼります。

(2) 申告処理の実績

○ 平成27年 項目別申告処理件数(大阪労働局管内)



4 司法警察事務

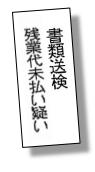
(1) 概要

監督指導の結果、是正勧告を受けた法違反を是正しないなど重大・悪質な事案については、強制捜査を含む司法警察権限を行使し、刑事事件として送検します(労働基準法第102条等)。

大阪労働局管内の13労働基準監督署において、平成27年には86件送 検しており、その内訳は、賃金不払(割増賃金不払を含む)や労働時間 違反等の労働基準法違反被疑事件と、労災かくしや法違反により労働災 害を発生させた事案等の労働安全衛生法違反被疑事件となっています。

(2)送検件数の内訳と推移(大阪労働局管内)

違反事項		平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年
労働基準法等違反	解雇(労基法20条)	4	2	0	0	0
	定期賃金不払(労基法24条、最賃法4条)	15	13	19	12	16
	労働時間・休日等(労基法32・34・35条)	0	2	4	4	18
	賃金不払残業(労基法37条)	1	1	7	8	6
	その他	5	3	2	10	9
	小計	25	21	32	34	49
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等(安衛法14条)	9	5	7	5	9
	機械等危険防止(安衛法20条)	15	8	14	24	9
	墜落等危険防止(安衛法21条)	8	17	11	7	4
	就業制限(安衛法61条)	3	0	2	7	3
	労災かくし(安衛法100条)	8	5	6	5	7
	その他	0	6	7	8	5
	小計	43	41	47	56	37
合計		68	62	79	90	86







5 安全衛生業務

(1) 概要

労働安全衛生法等に基づき、職場における安全衛生管理体制の確立、働く人の危険または健康障害を防止するための措置等を講じるよう指導、情報提供等を行います。また、ボイラー、クレーン等の危険な機械については、製造許可や検査を行ったりします。さらに、働く人に重度の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等の有害物が製造されていないか調査を行うこともあります。

(2) 労働災害による死傷者数・死亡者数の推移(大阪労働局管内)



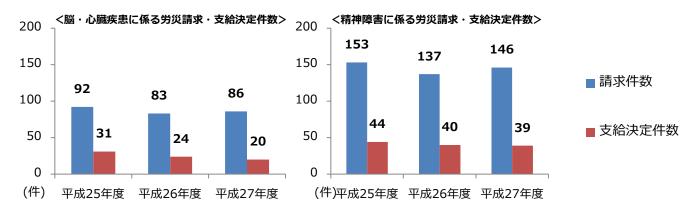
STATE OF THE STATE

6 労災補償業務

(1)概要

労働者災害補償保険法に基づき、働く人の業務上の事由または通勤による負傷、疾病、傷害、死亡等に対して、事実関係を把握するための実地調査や専門家の医学的な意見等をもとに審査を行い、保険給付を行っています。さらに、事業主から労働保険料の徴収を行う等、労働保険適用徴収業務も行っています。

(2)脳・心臓疾患、精神障害に係る労災請求件数等の推移(大阪労働局管内)



⑦ 過重労働対策の一層の強化について

過重労働撲滅特別対策班の設置

平成27年4月、過重労働に係る大規模事案の捜査専従班として、「過重労働撲滅特別対策班(通称:かとく)」を東京労働局と大阪労働局に設立し、捜査体制を強化しました。 大阪労働局「かとく」は、設立から現在に至るまで、3件の事案を労働基準法違反被疑事件として書類送検しています。 過労死等が社会的に問題になっている中、かとくは過労死や過重労働による健康障害を未然に防ぐため、積極的な取組みを展開します。



違法な長時間労働を繰り返している企業に対する指導・公表の取組み

昨年度より、長時間労働に係る労働基準法違反の防止を徹底し、企業における自主的な改善を促すため、社会的に影響力の大きい企業が違法な長時間労働を複数の事業場で繰り返している場合、都道府県労働局長が経営トップに対して、全社的な早期是正について指導するとともに、その事実を公表するという取組みを始めています。

過重労働解消相談ダイヤルの実施

平成28年11月6日(日)に、無料で電話相談が出来る「過重労働解消相談グイヤル」を全国一斉に実施し、大阪労働局では近畿2府4県からの電話相談に近畿各地の労働基準監督官が対応しました。その結果は以下のとおりです。



	相談件数	長時間労働・過重労働について	賃金不払残業について			
近畿	144 件	64 件	60 件			
全国	712 件	340 件	305 件			

(一部重複)